

加古川市健康診査等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に基づく健康増進事業、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2第3項に規定する健康診断として実施する健康診査、加古川市が実施する肺がん検診（胸部CT検査）、アスベスト健診、胃がんリスク検査（ABC分類）、乳がん検診（超音波検査）及び前立腺がん検診（以下「健康診査等」という。）について必要な事項を定める。

(健康診査等の種類)

第2条 健康診査等の種類は別に定めるものとし、当該健康診査等に基づく指導を含むものとする。

(健康診査等の実施期間)

第3条 健康診査等の実施期間は別に定める。

(対象者)

第4条 健康診査等を受けることができる者（以下、「対象者」という。）は別に定める。

(実施方法)

第5条 第2条に掲げる健康診査等の実施については、原則として同一人について年1回行うものとする。ただし、別に定める場合はこの限りでない。

(費用の負担)

第6条 対象者又は対象者と住民基本台帳法に規定する世帯が同一の者（以下「対象者等」という。）は、対象者が健康診査等を受診する時に健康診査等費用の一部（以下「個人負担金」という。）を検診実施機関に支払わなければならない。ただし、別に定める場合はこの限りでない。

(個人負担金の額)

第7条 前条に規定する個人負担金の額は別に定める。

(個人負担金の免除)

第8条 対象者のうち、次に掲げる者については、個人負担金を免除することができるものとする。

- (1) 対象者及び対象者と同一の世帯に属する者のいずれもが地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の非課税に該当する世帯（以下、「市町村民税非課税世帯」という。）に属する者
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）に基づき生活保護法に準じて措置された外国人と同一の世帯に属する者

2 個人負担金が免除となる健康診査等の種類は別に定める。

(個人負担金の免除申請)

第9条 前条に規定する個人負担金の免除を希望する対象者は、受診前に加古川市健康診査費用免除申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、当該申請日における状況で内容を審査し、個人負担金の免除を決定したときは、加古川市健康診査費用免除決定通知書(様式第2号)(以下「決定通知書」という。)により申請者に通知する。

3 前項の審査に当たり、前条第1項第1号の規定による市町村民税非課税世帯を判断する対象年度は別に定める。

4 決定通知書の有効期限は、決定通知書を発行した年度において、第3条の規定に基づき指定する期間の末日とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(加古川市骨粗しょう症検診実施要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 加古川市骨粗しょう症検診実施要綱(平成7年4月1日)

(2) 加古川市健康診査実施要綱(平成8年4月1日)

(3) 加古川市歯周疾患検診実施要綱(平成8年4月1日)

(4) 加古川市肝炎検診実施要綱(平成14年4月1日)

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年9月7日から施行する。

(個人負担金の額の特例)

2 平成17年4月1日からこの要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前までに改正

前の第2条第4号に規定する肺がん、結核検診を受診した者で、施行日から平成18年3月31日までに、アスベスト関連疾患に罹患した疑いにより、改正後の第2条第4号に規定する肺がん・結核・アスベスト関連疾患検診を受診したものに係る改正後の第6条第4号の規定の適用については、同号中「700円」とあるのは「630円」とする。この場合においては、第7条ただし書きの規定にかかわらず、改正後の第7条第2号又は第3号に該当する者に限り個人負担金を免除することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第2号（第9条関係）

(様式第2号)

No.

加古川市健康診査費用免除決定通知書

令和 年 月 日

申請のありました健康診査費用の免除について、加古川市健康診査実施要綱に基づき、費用免除を決定しましたので通知します。

対象者	住所	加古川市		
	フリガナ		電話	()
	氏名			
	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日		

(使用期限 令和 年 3月31日)

発行者 加古川市長 印

※ 健康診査を受診する際に、この通知書を提出してください。通知書の提出がない場合は、費用免除が受けられませんのでご注意ください。